

提供日 2022/03/30  
 タイトル 児童入所施設措置費の保護者負担金の算定誤りについて  
 担当 健康福祉部 こども未来局こども家庭課  
 連絡先 こども家庭班  
 TEL 054-221-2922



## 1 要旨

児童福祉施設に入所措置した場合の経費は、県が措置費として施設へ支弁し、児童の扶養義務者からは、その所得や家族状況等を元に各児童相談所が算定した保護者負担金を徴収している。令和3年度の負担額算定作業において、誤認定による過少請求及び過大請求が明らかになったため、過去5年間分（H28～R2）の全件の再確認調査を行ったところ合計12件の誤りが判明した。

## 2 概要

### (1) 誤認定の一覧

No.	児相	対象期間	誤認定	正当額	返還額	追加徴収額
1	賀茂	R2.7～R3.3	168,300円	121,500円	46,800円	—
2	東部	R2.5～R2.6	9,000円	58,000円	—	49,000円
3	富士	R2.11～R3.4	13,200円	0円	13,200円	—
4		H30.7～R1.6	108,000円	162,000円	—	54,000円
5	中央	R2.7～R3.6	91,080円	186,300円	—	95,220円
6		H29.7～R1.6	133,200円	162,000円	—	28,800円
7	西部	R2.7～R3.6	26,400円	0円	26,400円	—
8		R1.7～R2.6	117,700円	63,000円	54,700円	—
9		R1.7～R2.6	348,000円	224,400円	123,600円	—
10		R2.7～R3.6	715,440円	543,840円	171,600円	—
11		R3.7～R3.9	27,000円	40,500円	—	13,500円
12		R3.7～R3.9	40,500円	56,100円	—	15,600円
			1,797,820円	1,617,640円	436,300円	256,120円

### (2) 原因

- ・ 計算シートの入力ミスや数式の誤り
- ・ 世帯状況（子の年齢、在宅障害者の数、収入額等）の誤認
- ・ 所得税に基づく算定（旧基準）から市町村民税に基づく算定（新基準）への制度改正（令和元年）に係る経過措置の手順の誤認

### (3) 対応

- ・ 全ケースについて、保護者に説明、謝罪を行い、追加徴収及び返還を実施した。

### (4) 再発防止策

- ・ 課内チェック体制の強化（ダブルチェック）
- ・ 決裁時のチェックリストの活用
- ・ 負担金算定に係る計算シートの利用
- ・ 手引書による事務処理の徹底
- ・ 過去の事務処理における誤り事例を周知する